

I. 重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また開始後については、原則として取得原価とし再調達原価での評価は行わないこととしております。

2. 有価証券等の評価基準及び評価方法

該当なし

3. 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）

定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与引当金

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当及びこれに係る法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職手当引当金

本年度末に特別職を含む全職員（本年度末退職者を除く）が普通退職した場合の退職手当要支給額を計上しております。

④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従って算定した額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っております。

6. 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3 ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。

このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

7. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式によっております。

II. 重要な会計方針の変更等

令和5年度においては、変更はありません。

III. 追加情報

1. 一般会計等の対象範囲（対象とする会計）

一般会計

2. 出納整理期間について

地方自治法 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和6年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

3. 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

4. 繰越事業に係る将来の支出予定額

継続費通次繰越額

（一般会計） 0 千円

繰越明許費

（一般会計） 11,735 千円

事故繰越額

（一般会計） 0 千円

5. 区分基準（修繕費支弁基準）

修繕費のうち資本的支出とする金額の判断基準について区分基準を規定しており、金額が60万円未満の場合は修繕費として取り扱っております。

6. 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分には本団体が調達した資源を充当して形成した資産残高（減価償却累計額控除後）であり、余剰分（不足分）は、純資産の金額から固定資産等形成分を控除した金額を計上しており、残高が整数であれば余剰分として費消可能な資源の蓄積を意味します。

本団体の場合、残高が負数となっていることから、余剰ではなく不足していることを意味します。

7. 基礎的財政収支

業務活動収支	480,416	千円
支払利息支出	6,332	千円
投資活動収支	-318,850	千円
基礎的財政収支	167,898	千円

8. 既存の決算情報との関連性

地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

9. 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	480,416	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	0	千円
減価償却費	-454,587	千円
資産売却益	111	千円
徴収不能引当金の増減額	0	千円
退職給付引当金繰入	-34,823	千円
賞与引当金の増減額	16,629	千円
未収金の増減額	-0	千円
		千円
		千円
純資産変動計算書の本年度差額	7,746	千円

10. 一時借入金に関する情報

資金収支計算書には一時借入金の増減額は含まれておりません。

一時借入金の限度額は 300,000 千円です。

11. 重要な非資金取引

特になし。

12. 行政コスト計算書に係る過年度の修正について

誤り 令和4年度 賞与引当金繰入額 146,530,007円

正 126,402,409円

差額 20,127,598円

上記の誤りにより、令和5年度の職員給与費が賞与引当金の洗い替えによって、20,127,598円少なく計上されております。